

返戻金制度について

当社は、紹介した方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。返戻金制度の内容については、人材紹介申込書又は人材紹介契約書をご確認ください。

人材紹介基本契約書記載内容

第9条（紹介手数料の返還）

1. 乙は、採用決定者が下記の期間に、本人の都合による退社、又は、本人の責に帰する事由により解雇された場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。
 - (1) 入社後3ヶ月以内 50%
2. 前項に定める事由以外の事由に基づき、採用決定者が退職または又は解雇されるに至ったときは、乙が受領した紹介手数料の一切を甲に返還することを要せず、未払の紹介手数料がある場合は、甲は乙に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

許可番号： 13-ユ-318866

及び所在地：

事業所名称： 東京人財ソリューション株式会社

事業所所在地：東京都世田谷区成城2-40-7

TOP 成城学園507号室